

16 役員等費用弁償規程

(2000年7月1日施行、2002年8月7日改定)

財団法人 日本自然保護協会

(目 的)

第1条 この規程は、日本自然保護協会(以下、協会という。)の顧問・会長・理事・監事・評議員・参与・専門委員会委員・講演会等における協会講師等の役職者に対する費用弁償について定めることを目的とする。

2 寄附行為の定めによる常勤常務理事等の常勤役員に対する報酬は、別に定める。

(費用弁償の種類と内容)

第2条 役職者への費用弁償は、役職、業務の種類毎にその費用弁償の内容を定める。ただし、複数の役職をかねている場合は、上位の支給条件及び支給額とする。

2 当該業務が出張(ここでは、業務場所が業務従事者の自宅から起算して100km以上となる業務をいう。)となる場合は、第5条の規定に従う。ただし、理事・監事・評議員の理事会・評議員会への出席に関わる費用弁償内容は、出張となる場合においても当面第2条第3項に従うものとする。

3 役職毎の費用弁償内容は、下表のとおりとする。尚、表中に「旅費」とあるものについて業務場所が業務従事者の自宅から起算して100km未満の場合は、宿泊費及び日当は支給せず、交通費の実費のみとする。

業務の種類	1号業務	2号業務	3号業務	4号業務
内容	日常業務への参加を要請する場合	業務に関わる会議等に参加を要請する場合	講演等の実施を要請する場合	理事会・評議員会への出席を要請する場合
1 顧問	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
2 会長	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
3 理事 監事	第3条に規定する手当及び旅費を支給する	第3条に規定する手当及び旅費を支給する	6の講師とみなす	100km以上遠の場合、かかる旅費の半額を負担する
4 評議員	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
5 参与	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
6 講師	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する

7	委員	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	6の講師とみなす	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する
---	----	---------------------	---------------------	----------	---------------------

(非常勤役員の業務手当)

第3条 協会の非常勤役員(理事及び監事)が業務を実施する際の手当額は、原則として次のとおりとする。

- 2 1号業務及び2号業務を実施する場合は、下表のとおりとする。

役職	半日	1日
理事	10,000	20,000
監事	10,000	20,000

- 3 3号業務を実施する場合は、第2条第3項の表による。
4 4号業務を実施する場合は、手当は支給しない。
5 週3日以上にわたり1号、2号、4号業務を実施する場合は、月額200,000円の業務手当とすることができる。

(非常勤役員以外の役職者に対する謝金)

第4条 非常勤役員以外の役職者に1号業務から4号業務までの各業務を依頼する際の謝金額は、下表のとおりとする。

半日	1日	2日	3日
15,000	30,000	60,000	90,000

- 2 ただし、他団体との共催事業または委託事業、または当該事業固有の予算枠ないしは謝金単価が設定されている場合は、原則としてそれに従うものとする。

(出張に伴う交通費・宿泊費と日当)

第5条 第2条第2項の定義を満たし事前に決済された出張については、必要に応じ旅費(交通費・宿泊費・日当)を支給する。

- 2 交通費は、出張伺いに記載された金額を支給し、出張後に精算する。
3 宿泊費および日当額は、当面下表のとおりとする。ただし、出張の場合であっても、日帰りの場合は宿泊費を支給しない。

宿泊費	日当
15,000	5,000

附 則

(施行期日)

第 6 条 この規程は平成12年7月1日より改訂実施する。